様式第10号(第８条関係)

書　　証　　提　　出　　要　　求　　書

年　　　月　　　日

住　所

職　業

　　　　　　　　　　　　様

三股町公平委員会委員長　　　　　　　　　印

　　　　年　　　月　　　日付け　　　　　に対する　　　　　処分に関する不服申立て事案について、地方公務員法第８条第６項の規定に基づき、下記により書証の提出を要求します。

　なお、正当な理由がなくて提出しなかった場合又は虚偽の事項を記載して提出した場合には、地方公務員法第61条第1号の規定により3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられることがあります。

記

１　提出すべき書証部数及び提出期限

２　提出場所